

青森県報

第三千百九十九号

平成二十二年
二月十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(障害福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五

告 示

青森県告示第七十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十二年二月十五日

青森県告示第七十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	所在地	変更年月日
	小川原湖クリニック			上北郡東北町旭南一丁目三二二 レイクハイツ四〇一 上北郡東北町上北北一丁目三四の四五	平成 三・九・一

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十二年二月十五日

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
有限会社マユミックス	五所川原市字下り枝一三の六	居宅介護	重度訪問介護	五所川原中央ヘルパーステーション	五所川原市字下り枝一三の六	平成 三・三・一
有限会社マユミックス	五所川原市字下り枝一三の六	住宅介護	居宅介護	五所川原中央ヘルパーステーション	五所川原市字下り枝一三の六	"

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

中津軽郡西目屋村大字村市字生田四の一、二九の二四・大字田代字山科一七の一四七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変	更	前	変	更	後	変更年月日
---	---	---	---	---	---	-------

黒石市富士見一〇九の外	黒石市富士見一〇九の外	平成 二〇・ 四・一
-------------	-------------	------------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 福島長男	平成 二〇・ 四・一	変更年月日
---	---	------------------	-------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 福島長男	平成 二〇・ 四・一	変更年月日
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一の二 代表取締役 鶴羽樹	株式会社マックハウズ 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 栗原勝利	平成 二〇・ 四・三	
株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九の八 代表取締役 舟橋政男	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文		
株式会社西松屋チエーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	株式会社八ニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七の一 代表取締役 江尻義久		

届出年月日 平成二十二年一月十五日	届出書の縦覧	1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所	2 期間 平成二十二年二月十五日から同年六月十五日まで	3 時間 午前八時三十分から午後五時三十分まで ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。	六 意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。	1 提出期限 平成二十二年六月十五日	2 提出先 青森県商工労働部経営支援課	3 記載事項 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由	4 言語 意見書は、日本語により記載すること。
	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 寺井秀蔵	株式会社トータル・リユース 岩手県釜石市上中島町二丁目二の三三 代表取締役 伊瀬幸郎	スマイルメガネ 弘前市大字泉野三丁目四の一 工藤久敦						

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏	変 更 後	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 福島長男	変更年月日 平成二〇・四・一
-------	---	-------	---	-------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	有会社北川本店 五所川原市金木町沢部四六〇 代表取締役 北川大成	変 更 後	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏	変更年月日 平成二六・一〇・三
-------	--	-------	---	--------------------

四 届出年月日

平成二十二年一月十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所

- 2 期間
平成二十二年二月十五日から同年六月十五日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成二十二年六月十五日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ十和田南
十和田市東五番町一三九の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 福島長男	平成 二〇・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一 外
届出年月日
平成二十二年一月十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成二十二年二月十五日から同年六月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成二十二年六月十五日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ八戸沼館
八戸市沼館四丁目一の一八六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 福島長男	平成 二〇・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社オートバックスセブン

東京都江東区豊洲五丁目六の五二

代表取締役 住野公一 外

四 届出年月日

平成二十二年一月十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年二月十五日から同年六月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年六月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山ダイソー&アオヤマ100円プラザ弘前店

弘前市大字早稲田四丁目五の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 福島長男	平成 二〇・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青山商事株式会社

広島県福山市王子町一丁目三の五

代表取締役 宮前省三 外

四 届出年月日

平成二十二年一月十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十二年二月十五日から同年六月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年六月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭